

(平成25年12月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 20 件

国民年金関係 12 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年2月28日から同年3月1日まで

国民年金の通知により、申立期間が未加入期間となっていることを認識していたところ、年金事務所から当該期間に係る照会文書が送られてきたので、申立てを行うことにした。

申立期間は、人材派遣会社のA社からその関連会社であるB社に転籍した時期に当たり、両社に在籍していた期間には、いずれも派遣先のC社D工場において、E業務に従事していた。

申立期間の前後を通じて勤務地及び業務内容に変化はなく、給与支給明細書を見ると、厚生年金保険料が継続して給与から控除されているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員記録等を継承しているとするF社から提出された申立人及び元同僚に係る賃金台帳、複数の元同僚の陳述及び申立人提出の給与支給明細書から判断すると、申立人が、申立期間もA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることか

ら、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、前述の賃金台帳及び給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成17年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主からは回答が得られないが、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届において、資格喪失日が同年2月28日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

近畿（滋賀）厚生年金 事案 14539

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年2月28日から同年3月1日まで

国民年金の通知により、申立期間が未加入期間となっていることを認識していたところ、年金事務所から当該期間に係る照会文書が送られてきたので、申立てを行うことにした。

申立期間は、人材派遣会社のA社からその関連会社であるB社に転籍した時期に当たり、両社に在籍していた期間には、いずれも派遣先のC社D工場において、E業務に従事していた。

申立期間の前後を通じて勤務地及び業務内容に変化はなく、継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員記録等を継承しているとするF社から提出された申立人及び元同僚に係る賃金台帳並びに複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人が、申立期間もA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、前述の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成17年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主からは回答が得られないが、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届において、資格喪失日が同年2月28日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14540

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月31日から同年8月1日まで
年金事務所からの照会文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

A社（B県C市）に入社後、工場の移転に伴い同社D工場（B県E市）に異動となったが、異動の前後を通じて仕事内容に変化はなく、退職するまで正社員として継続して勤務していた。加入記録が無い原因は、移転時期の事務手続の不備と考えられるので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚及び申立期間当時の給与計算担当者の陳述並びに同僚から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和55年8月1日にA社から同社D工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成11年当時の事業主は、不明で

ある旨回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和 55 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14541

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月31日から同年8月1日まで
年金事務所からの照会文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

A社（B県C市）に入社後、同社D工場（B県E市）に異動となったが、退職するまで正社員として継続して勤務しており、給与明細書には、給与から保険料が控除されていることも記されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚及び申立期間当時の給与計算担当者の陳述並びに申立人及び同僚から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和55年8月1日にA社から同社D工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、前述の申立人に係る昭和

55年7月分給与明細書で確認できる報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成11年当時の事業主は、不明である旨回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和55年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14542

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月31日から同年8月1日まで
年金事務所からの照会文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

A社（B県C市）に入社後、同社D工場（B県E市）に異動となったが、退職するまで正社員として継続して勤務しており、給与から保険料が控除されていた。加入記録が無い原因は、転籍時に係る事務担当者の手続の不備と思われるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚及び申立期間当時の給与計算担当者の陳述並びに同僚から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和55年8月1日にA社から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成11年当時の事業主は、不明

である旨回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和 55 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14543

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月31日から同年8月1日まで
年金事務所からの照会文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

A社（B県C市）に入社後、同社D工場（B県E市）に異動となったが、異動の前後を通じて仕事内容に変化はなく、退職するまで正社員として継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚及び申立期間当時の給与計算担当者の陳述並びに同僚から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和55年8月1日にA社から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成11年当時の事業主は、不明である旨回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和55年8月1日と届け

出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和32年2月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月10日から同年2月4日まで

A社からC社に異動した時期に当たる申立期間に、1か月の年金記録の空白期間が有るが、当該異動時においても継続して勤務していたので、当該空白期間が生じた原因は会社の手続の不備ではないかと思う。

A社の同僚の方が、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求める申立てをされ認められたようなので、私も申立てを行うことにした。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社における申立期間当時の同僚二人（うち一人は、経理担当者）の陳述から判断すると、申立人はA社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記経理担当者が、「申立期間当時、C社の給与は親会社であるA社から支給されており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」旨陳述しており、C社が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和32年2月4日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和31年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和30年2月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月15日から同年4月1日まで

A社に昭和30年2月15日から勤務しているが、厚生年金保険の加入記録は、同社本店から同社B支店に配属された時期に当たる同年4月1日からの加入となっており、申立期間の加入記録が無い。

A社本店に私と同じように昭和30年2月15日から勤務している同僚の厚生年金保険の加入日は同日となっているのに、私の同社における厚生年金保険の加入日が同期入社と同僚と相違していることについて、納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社提出の申立人の採用に係る稟議書^{りんぎ}、同社の回答及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が同社に昭和30年2月15日から継続して勤務していたことが認められる。

また、A社が保管する社員採用に係る稟議書を見ると、申立人が同期入社として名前を挙げた同僚について、申立人と同日の昭和30年2月15日付けで採用されていることが記載されているところ、同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚は、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社は、申立人と採用日が同日である別の同僚の稟議書を提出した上で、「申立人と同日に採用された同期の社員が、昭和30年2月15日付けで

厚生年金保険に加入しているのであれば、申立人についても、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していたはずである。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の申立人に係る稟議書に記載されている給与額及び同期入社と同僚の標準報酬月額の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間は、A社から関連会社のB社に異動した時期であるが、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る労働者名簿、同社の事務担当者及びB社の事業主の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の労働者名簿の職歴欄に「平成7年10月B社出向」と記載されていること、並びに前述のA社の担当者及びB社の事業主が、「異動日は、平成7年10月1日である。」と回答していることから、平成7年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、平成7年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、同社に係る商業登記簿謄本を見

ると、同日以後も法人として存続しており、前述の同社の担当者が「厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以後も事業を継続していた。」旨陳述していることから、申立期間についても、当時の厚生年金保険法における適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が申立人の資格喪失日を平成7年9月30日と誤って届出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めており、同社は適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から41年3月までの期間、同年7月から44年1月までの期間及び同年2月から45年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年12月から41年3月まで
② 昭和41年7月から44年1月まで
③ 昭和44年2月から45年10月まで

私は、国民年金の加入手続の通知がA県B市役所から届いたので、同市役所において加入手続を行い、併せて国民年金保険料を現金で納付し、国民年金手帳を受け取った。

B市で国民年金の加入手続を行った際、国民年金保険料の納付が途切れると将来年金を受給できなくなると説明を受けたので、以降、C県D市、B市、E県F市及び同県G市、その後、結婚に伴いH県I市に転居する都度、転居先の市役所に住所変更届を提出し、保険料を納付していた。

申立期間①、②及び③が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間の国民年金保険料をG市役所の窓口で自身が納付した旨陳述しているところ、戸籍の附票により、申立人は昭和40年3月にB市からG市に転居していることが確認できるが、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、当該台帳は41年10月31日にJ社会保険事務所（当時）から同市を管轄するK社会保険事務所（当時）に移管されていることから、申立期間①当時、同市は申立人を国民年金被保険者として把握していなかったものと推認でき、申立人が同市において当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は当初、申立期間①について、F市役所において国民年金保険料を納付したと陳述していたところ、戸籍の附票により、B市からG市に転居

したことは確認できるが、F市に転居した記録は無い上、後に申立人は、「F市に住民票が無いのであれば、G市役所で納付した。」とするなど、申立人の保険料納付に係る陳述内容は変遷している。

申立期間②について、G市における国民年金保険料の収納方法は、昭和47年度まで国民年金手帳に国民年金印紙を貼付する印紙検認方式であったところ、申立人は、市役所の窓口で納付書を用いて納付したとするのみで、国民年金手帳を持参し、同手帳に印紙を貼付してもらったとするなどの陳述は無い。

また、申立期間②当時の国民年金保険料の収納の取扱いについて、市町村は、毎年、年度経過後に当該年度の検認記録（納付記録）を社会保険事務所（当時）に進達（報告）していたところ、申立期間②は2年7か月と3年度にわたっており、当該進達記録が3回連続して欠落したとは考え難い。

申立期間③について、申立人は、昭和44年2月にG市からI市に転居し、当時、厚生年金保険の被保険者であった申立人の夫との婚姻届を同市に提出していることが、戸籍及びその附票により確認できることから、同市役所において、国民年金における氏名及び住所の各変更手続も任意加入の手続も行った記憶は無く、前述の国民年金被保険者台帳にも当該変更に係る記録は無い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人には、前述の国民年金被保険者台帳に係る昭和36年4月頃にB市において払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が、54年2月にI市において、申立人の夫と連番で払い出されていることが確認できることから、申立人は印紙検認記録があるはずの国民年金手帳を、同市役所に提示しなかったものと考えられるが、このことは、納付が途切れないように指導されたので、国民年金の変更手続を欠かさなかったとする陳述からすると不自然である。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（京都）国民年金 事案 6640

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から40年3月まで

母が私の国民年金の加入手続を行い、以降の国民年金保険料を集金人に納付してくれていた。

5年前、年金裁定請求のために社会保険事務所（当時）に出向いた際に、申立期間の国民年金保険料が未納であることを知らされたが、申立期間当時、家族全員が家業に従事しており、経営も安定していたので、私の保険料を納付できない理由は見当たらない。

母からは、「国民年金保険料は三姉妹共に初めから納付している。」と聞いており、私の姉と妹の保険料は加入当初から納付となっているのに、私だけ申立期間が未納とされていることは納得できない。

母は、全てにわたり、きっちりとした賢明な人であり、申立期間の国民年金保険料は納付してくれていると思うので、申立期間について納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年7月に払い出されていることが確認でき、同手帳記号番号前後の被保険者に係る年金記録から、申立人の国民年金の加入手続は、当該払出しの頃に行われたものと推認される上、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、資格取得欄の最初に「38.1.30-1」と記されていることから、申立人は、当該加入手続時に、遡って強制加入被保険者として資格を取得したものと考えられ、昭和38年1月頃に国民年金に加入したとする申立内容とこのことは符合しない。

また、前述の国民年金の加入手続時点において、申立期間のうち一部の期間

については、国民年金保険料を遡って納付することが可能であるものの、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間当時の保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母は既に亡くなっていることから、具体的な保険料納付の状況は不明である上、ほかの一部の期間については、制度上、時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を現年度納付するためには、申立期間当時に、前述の昭和40年に払い出されている国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は2年3か月にわたっており、申立人に係る国民年金の納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（奈良）国民年金 事案 6641（奈良国民年金事案 620 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

結婚するまでの私の国民年金保険料は、姉と兄の保険料と一緒に父が納付してくれていたと私は思っており、姉と兄の申立期間の保険料は納付されているのに、私の記録が未納となっているのは納付できないとして、年金記録確認奈良地方第三者委員会（当時。以下「奈良委員会」という。）に申立てを行ったが、認められなかった。

今回、申立期間の国民年金保険料について、私の 2 番目の姉が、私の父が納付してくれていたことを証言してくれるので、再度、審議してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和 36 年 4 月から申立人の父が国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の最初の国民年金手帳記号番号は、40 年 6 月 11 日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立人は、申立期間の保険料が納付済みとなっている申立人の姉及び兄と一緒に申立人の保険料も納付されているはずであると主張しているが、申立人の姉 2 人及び兄の 3 人は、37 年 1 月 24 日に連番で手帳記号番号が払い出されており、この時期、申立人は国民年金に加入していないため、一緒に保険料を納付することはできず、申立内容とは符合しないこと、iii) 申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に奈良委員会の決定に基づき、平成 21 年 7 月 29 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を父が納付してくれていたことを、申立人の2番目の姉が証言してくれるので審議してもらいたいとしていることから、再度、同人に対して事情を聴取したが、その陳述内容は、初回申立て時に聴取した内容と同じであり、申立人の父が申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける新たな陳述は得られなかった。

また、申立人から当時の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を確認することができない上、ほかに奈良委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（奈良）国民年金 事案 6642

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から63年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から63年1月まで

私の妻が私の国民年金の加入手続を行い、毎月、国民年金保険料を納付していた。妻は既に亡くなっているため、詳細は分からないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録を見ると、厚生年金保険の被保険者記録は確認できるものの、国民年金の被保険者記録は見当たらず、この場合、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるため、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとされる申立人の妻は既に亡くなっており、加入手続及び保険料納付に係る状況は確認できない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から45年2月まで

昭和41年当時、国民年金保険料の集金のために近所に来ていたA県B市の年配の男性集金人に、保険料を納付するように言われたので、同市において納付を開始した。その集金人は、保険料を集金する都度、持参の台帳にスタンプを押していたが、領収証書は渡してくれなかった。

未納となっている申立期間の国民年金保険料について、国民年金の受給手続のために社会保険事務所（当時）に出向いた際に、納付したことを伝えたと、領収証書の提出を求められたが、集金人から領収証書を渡されていなかったため、納付済みであることを証明できなかった。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和41年当時、B市の男性集金人の勧奨により国民年金保険料を納付するようになり、その集金人は、所持していた台帳にスタンプを押していたと陳述している。

ところで、申立期間当時のB市発行の広報誌などによると、当時の同市における国民年金保険料の収納方法は、徴収員が3か月ごとに被保険者宅を訪問し、保険料を領収すると、被保険者が所持する国民年金手帳に国民年金印紙を貼付し、検認する印紙検認方式であり、申立人の陳述内容とは符合しない上、申立人は、保険料を納付するために必要な国民年金手帳について、同市では渡されなかったかもしれないと陳述している。

また、オンライン記録により、申立人の元夫についても、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが確認できる上、申立期間は3年11か月に

わたっており、申立人に係る行政側の納付記録が長期間連続して欠落するとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（京都）国民年金 事案 6644

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から46年3月まで
昭和40年3月の結婚を契機に、妻が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

加入後、婚姻前から妻の国民年金保険料を集金するために、妻の自宅に定期的に来ていた集金人に、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。

申立期間に係る国民年金手帳については、正確な時期は覚えていないが、自宅に来た集金人が持ち帰ったため、現在は所持していない。

申立期間について、妻が納付済みであり、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和46年4月に払い出されており、申立人の所持する国民年金手帳の発行日が、同年4月15日となっていることが確認できることから、加入手続はこの頃に行われたものと考えられ、これらのことと、40年3月の婚姻を契機に国民年金に加入したとする申立内容は符合しない。

また、前述の国民年金の加入手続時点において、申立期間のうち、昭和43年12月以前の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、44年1月以降の期間は遡って保険料を納付することが可能であるが、申立人及びその妻は、遡って保険料を納付した記憶は無いと陳述している。

さらに、申立人は、申立期間当時における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、「自宅に来た集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納

付した。」と主張するものの、当時の具体的な状況等について記憶していない。

加えて、申立人が主張するとおり、集金人が持ち帰ったとする国民年金手帳が申立期間当時にあったのであれば、前述の昭和46年に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が申立期間当時に払い出されていることが考えられるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間は6年1か月に及び、これほどの長期間にわたり、申立人に係る国民年金保険料の納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から45年9月まで

私は昭和36年4月頃に、A県B市（現在は、C市）の職員から、国民年金に加入しないといけないと言われたので加入手続を行った。

加入当初の国民年金保険料は、母が、毎月のようにB市の自宅に来ていた同市のD組織員に納付してくれていた。私も2回ほど立ち会ったことがあり、その際、D組織員は保険料を集金すると台紙のようなものに受領印を押していたが、一度、印鑑を忘れたので次回に印鑑を押すと言っていたことを覚えている上、私が結婚する前頃からは、母が毎年4月頃に1年分の保険料をまとめて納付してくれていたはずである。

昭和38年1月に両親と一緒にB市からA県E市（現在は、F市）に転居した後も、母は、B市のD組織員及び知人の自宅まで行き、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

私が結婚した後も、国民年金保険料を納付するたびに、母から、今年も納付したので心配なくてよいと聞かされており、夫も結婚前に私の保険料を納付していることを聞いていることから、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、母が納付してくれていた。B市の自宅まで同市のD組織員が集金に来た際、私も2回ほど立ち会ったことがあるが、その時期については覚えていない。」旨陳述している上、当該期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡していることから、当該期間の具体的な納付状況を確認することはできない。

また、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、

備考欄には「昭和 42 年度不在被保険者」と押印されており、変更後の氏名及び住所欄等の記載から、昭和 45 年 2 月に A 県 G 市へ住所変更した後に婚姻後の氏名及び住所が判明するまでは、社会保険事務所（当時）において住所が不明な被保険者（不在被保険者）として管理されていたことがうかがえる。

さらに、申立人の婚姻後の居住地である G 市の国民年金被保険者名簿を見ると、同市における国民年金被保険者としての転入処理は職権により行われている上、同被保険者名簿の検認記録欄を見ても、申立期間の国民年金保険料を納付した記録は見当たらず、オンライン記録と一致している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより当時の住所地における縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は 8 年 3 か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い上、申立人から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 3 月頃に A 県 B 市に転居した後、前の勤務先の同僚から国民年金の加入を勧められたので、すぐに同市役所で加入手続を行った。

加入手続の際に、昭和 36 年 4 月からの国民年金保険料を遡って納付できると勧められたので、同僚からお金を借りて B 市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を一括して納付し、年金手帳と領収証書もらった。

A 県 C 市 D 区に転居した後の昭和 48 年頃に、区役所から申立期間の国民年金保険料が未納となっているとの通知が来たので、仕方なく 6,000 円を納付したが、その 1 年ほど後にも、未納となっていると言われたので、再度、6,000 円を納付した。

年金手帳及び領収証書は処分してしまったが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 5 月 19 日に B 市において払い出されていることが確認でき、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認できるところ、申立期間の国民年金保険料を遡って納付するためには、特例納付により納付することとなるが、当該加入手続時期及び申立人が当該期間の保険料を一括して納付したと主張する時期（昭和 43 年 3 月頃）は、いずれも第 1 回特例納付の実施期間（昭和 45 年 7 月から 47 年 6 月まで）前であることから、申立人は、申立期間の保険料を特例納付することはできない。

また、申立人は、「加入手続の際に、申立期間の国民年金保険料を B 市役所で納付した。」旨申し立てているが、納付した保険料額については、「は

つきりとは覚えていない。」旨陳述している上、前述の加入手続時期から判断すると、遡って納付したとする申立期間の保険料については、社会保険事務所（当時）の納付書により金融機関等において納付する取扱いであったことから、B市役所の窓口では納付できず、申立内容と符合しない。

さらに、申立人は、「C市D区へ転居した後の昭和48年頃に、区役所から申立期間の国民年金保険料が未納となっていることを聞いたので、6,000円を納付し、その1年ほど後にも再度、6,000円を納付した。」旨主張しているが、昭和48年頃は第2回特例納付の実施期間（昭和49年1月から50年12月まで）ではない上、仮に、申立期間の保険料を第2回特例納付で納付した場合の保険料額は、申立人が納付したと主張する保険料額と大きく相違する。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより当時の住所地における縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立人から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（大阪）国民年金 事案 6647

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から51年12月まで
私たち夫婦は、昭和47年7月頃、自宅に来たA県B市の職員と思われる人に強制的に国民年金に加入させられた。
申立期間の国民年金保険料については、生活が苦しい中ではあるが、毎月、妻が自宅に来ていた集金人に納付書に現金を添えて納付していた。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和47年7月頃に国民年金に加入し、国民年金保険料については、毎月、妻が集金人に納付書に現金を添えて納付していた。」と主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年2月16日にB市において夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人は、同年2月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、当該加入手続時点において、申立期間のうち、47年7月から49年12月までの国民年金保険料は時効により納付することができない上、50年1月から51年3月までの保険料は過年度納付、同年4月から同年12月までの保険料は遡及して現年度納付することがそれぞれ可能であったものの、同市は、「集金人は過年度保険料を取り扱うことはなかった。」と回答しており、申立人も、「保険料を遡って納付したことは無い。」と陳述していることから、当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、B市において、納付書による国民年金保険料の納付が開始されたのは昭和50年度以降である上、申立人は、「所持している年金手帳はオレンジ色の年金手帳一冊だけである。」と陳述しているが、オレンジ色の年金手帳が使

用されたのは昭和49年11月以降であり、いずれも申立人の主張と符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により別の読み方による氏名検索を行ったほか、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）で作成された国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧点検したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は4年6か月に及んでおり、長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い上、申立人から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から51年12月まで

私たち夫婦は、昭和47年7月頃、自宅に来たA県B市の職員と思われる人に強制的に国民年金に加入させられた。

申立期間の国民年金保険料については、生活が苦しい中ではあるが、毎月、私が自宅に来ていた集金人に納付書に現金を添えて納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和47年7月頃に国民年金に加入し、国民年金保険料については、毎月、私が集金人に納付書に現金を添えて納付していた。」と主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年2月16日にB市において夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人は、同年2月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、当該加入手続時点において、申立期間のうち、47年7月から49年12月までの国民年金保険料は時効により納付することができない上、50年1月から51年3月までの保険料は過年度納付、同年4月から同年12月までの保険料は遡及して現年度納付することがそれぞれ可能であったものの、同市は、「集金人は過年度保険料を取り扱うことはなかった。」と回答しており、申立人も、「保険料を遡って納付したことは無い。」と陳述していることから、当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、B市において、納付書による国民年金保険料の納付が開始されたのは昭和50年度以降である上、申立人は、「所持している年金手帳はオレンジ色の年金手帳一冊だけである。」と陳述しているが、オレンジ色の年金手帳が使用

されたのは昭和49年11月以降であり、いずれも申立人の主張と符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により別の読み方による氏名検索を行ったほか、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）で作成された国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧点検したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は4年6か月に及んでおり、長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い上、申立人から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から52年3月まで

私は昭和47年に婚姻したが、その届出の際に国民年金の加入を勧められ、翌年の春に妻が当時のA県B市C区役所の出張所において、夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の納付を開始した。

年金記録によると、私と妻が国民年金保険料の納付を開始したのは、昭和52年4月からとされているが、私の記憶では当時住んでいたC区が分区によりD区となる以前から、妻が夫婦二人分の保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「婚姻した翌年の昭和48年の春に、妻がB市C区において国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の納付を開始した。」と申し立てている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の記録及び国民年金手帳記号番号払出簿の記載から、申立人に係る国民年金の加入手続きが行われた時期は昭和52年9月頃と推認され、申立人の主張と加入時期が符合しない上、当該加入手続きが行われるまでは、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は上記手帳記号番号により、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人から提出された年金手帳を見ると、住所欄の最初には、昭和49年の分区(昭和49年*月にB市C区が、同区と同市D区に分区)後のD区の住所が記載されており、国民年金手帳記号番号も分区後に同区で払い出されたものである上、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の手帳記号番号の払出しについて、同区及び分区前後のC区に係る国民年金手帳

記号番号払出簿において、申立期間当時に払い出された手帳記号番号を視認により縦覧調査したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡などは見当たらなかった。

さらに、申立人は、「妻が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を行っていた。」と主張しており、加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、「妻も、詳しいことは覚えていないと言っている。」と陳述しているため、申立人の妻からも申立期間に係る加入手続及び保険料納付についての具体的な陳述を得られないことから、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料納付についての具体的な状況は不明である。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月から54年3月まで

私は、時期は覚えていないが、母が私の国民年金の加入手続きを行い、私が昭和55年9月にA社に就職するまでの国民年金保険料を、自宅に定期的に来ていたB組織の集金人に自身の分と一緒に納付してくれていたはずである。

申立期間について、母の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、母の性格上、私の保険料を納付しないことは考えられない上、母は、私の保険料を納付したことを覚えていると言っている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の被保険者の記録から、昭和55年1月頃に払い出されたものと推認できる上、申立人に係るC県D市の国民年金被保険者名簿によると、同年1月28日に国民年金手帳が発行されたことが確認できることから、申立人の母親は、同年1月頃に同市において国民年金の加入手続きを行ったものと考えられ、当該加入手続き時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となるが、同市は、「集金人は過年度保険料を扱っていなかった。」と回答していることから、申立人の母親が当該期間の保険料を集金人に納付したとは考え難い。

また、前述の国民年金被保険者名簿の検認記録欄によると、申立期間直後の昭和54年4月及び同年5月の欄に現年度納付を示す「済」の押印が確認できるものの、申立期間は空欄となっている。

さらに、申立人と同時期に国民年金手帳記号番号が払い出された30人のうち、過年度納付を行った可能性がある被保険者は年金受給権を確保するため

に過年度納付が必要であった1人のみであることから、D市が手帳記号番号の払出し当時に申立人に対して、積極的に過年度保険料の納付勧奨を行ったとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより当時の住所地における縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付には関与しておらず、申立人の母親は、「何十年も前のことでよく覚えていない。」と陳述しており、保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14547

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 2 月 29 日から同年 3 月 1 日まで

A社には、平成元年 5 月 10 日から 4 年 2 月 29 日まで在籍していたことから、同社における厚生年金保険の資格喪失日は同年 3 月 1 日であるべきなのに、同年 2 月 29 日と記録されており、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

調査の上、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を平成 4 年 3 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に平成 4 年 2 月 29 日まで在籍したため、同年 3 月 1 日が厚生年金保険被保険者の資格喪失日であると申し立てている。

しかし、A社から提出された申立人に係る給与支給明細書によると、平成 4 年 2 月給与における厚生年金保険料欄には「8,023」と記載されている一方、同年 3 月給与における同欄には「0」と記載されている上、同社の人事担当者は、「当社の厚生年金保険料の控除方法は翌月控除方式である。申立人の平成 4 年 2 月給与から控除したのは、同年 1 月分厚生年金保険料であり、同年 3 月分給与からは申立期間に係る同年 2 月分保険料を控除していない。」旨陳述している。

また、A社から提出された役職員名簿における申立人の欄において、月日欄には「4. 2. 28」、辞令内容欄には「願いにより本職を免ずる」と記載されており、申立人に係る雇用保険の加入記録の離職日（平成 4 年 2 月 28 日）と一致している。

さらに、A社が加入するB厚生年金基金における申立人に係る加入員記録を見ると、資格喪失年月日は「H 4. 2. 29」と記載されており、申立人に係る

厚生年金保険被保険者の資格喪失日（平成4年2月29日）と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14548

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。

私は、職業安定所の紹介により昭和 44 年 1 月 1 日から 46 年 6 月末まで A 社（現在は、B 社）に臨時社員として継続して勤務し、申立期間も厚生年金保険に加入していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことが認められる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和 44 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得している複数の同僚が、同日以前から臨時社員として同事業所に勤務していた旨陳述しているところ、このうち一人は、「昭和 44 年 9 月から待遇面が変わって、厚生年金保険に加入するようになった。」旨回答している上、別の一人から提出された給料明細書により、同年 9 月分以前は厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立期間当時、同事業所では、必ずしも全ての臨時社員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

また、B 社は、「申立期間当時の臨時社員に係る関連資料が無いため、申立人の厚生年金保険料の控除状況は不明である。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14549

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 35 年 7 月 30 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 11 月 1 日から 38 年 9 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間①、②及び③の加入記録が無い旨の回答を受けた。

しかし、申立期間①及び②については、昭和 33 年 3 月に高等学校を卒業後、すぐにA社（現在は、B社）に就職するとともに、同社の寮に入居し、同年 4 月にC学校に入学し、勤労学生となった。同社には最初の 2 年間は勤労学生として、36 年 3 月末に退職するまで継続して勤務した。

また、申立期間③については、以前に勤務したD社（現在は、E社）のF職長に勧められ、昭和 37 年 11 月 1 日から同社が経営するG社にH職として勤務した。G社では、D社とほぼ同じ勤務条件であったので、G社でも厚生年金保険と健康保険に加入していたはずである。

申立期間①、②及び③について、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶する元同僚は、「私と申立人は、同時期にA社の寮に入寮し、C学校の同学年であった。勤務開始時期は、昭和 33 年 3 月頃だったと思う。」旨陳述していることから、申立人が申立期間①にA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、「申立期間①当時の関連資料が無いため、申立期間①当時の申立人に係る厚生年金保険料控除の状況は不明である。」旨回答している。

また、前述の元同僚は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和33年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、同名簿において、35年7月1日に被保険者資格を取得している者は、自身について、「昭和35年4月からA社に勤務したが、上司から3か月程度の試用期間があるとの説明を受けたので、当該期間の給与からは厚生年金保険料が控除されていなかったと思う。」旨陳述していることから判断すると、申立期間①当時、同社においては、必ずしも全ての従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

申立期間②について、前述のA社に係る被保険者名簿において、申立期間②に被保険者記録が確認できる者に照会し、6人から回答を得たが、申立人を記憶する者はおらず、これらの者から申立人の申立期間②における勤務実態を確認することができなかった。

また、B社は、「申立期間②当時の関連資料が無いため、申立人に係る申立期間②当時の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は不明である。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、D社が経営するG社に昭和37年11月からH職として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、昭和38年及び39年当時の職業別電話番号簿並びに41年当時の住宅地図から、G社が申立人の記憶する場所に所在していたことはうかがえるものの、社会保険事務所（当時）の記録において、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③に被保険者記録が確認できる複数の者に照会したが、申立人が申立期間③にG社で勤務していたとする陳述は得られなかった。

さらに、E社は、「申立期間③当時の関係資料は全て廃棄済みのため、申立人のG社における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は不明である。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月頃から同年 7 月頃まで
② 昭和 41 年 4 月頃から同年 5 月頃まで

申立期間①については、昭和 39 年 3 月 16 日に中学校を卒業し、同年 3 月 18 日頃、A社に入社し、B業務に従事していた。同社には、他社に転職する前月の同年 7 月頃まで勤務していたが、同社に係る厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、昭和 41 年 3 月末に他社を退職後、すぐにC社に入社し、D業務に従事していた。同社には、他社に転職する同年 5 月頃まで勤務していたが、同社に係る厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の元同僚の回答から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 48 年 10 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間①当時の事業主は所在不明のため、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除状況について確認することができない。

また、申立期間①にA社において被保険者記録がある複数の元同僚の陳述から、申立期間①当時の同社における従業員数は、30 人ないし 60 人ぐらいであったと考えられるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間①当時の被保険者数は、およそ 20 人であることが確認できることから、申立期間①当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間①前後に係る健康保険整理

番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見当たらない。

申立期間②については、複数の元同僚の回答から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がC社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社は、「当時の労働者名簿、賃金台帳等は保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は不明である。また、当時の履歴書を保管しているが、これらの履歴書の中に申立人のものは見当たらなかった。」旨回答している。

また、申立期間②にC社において、被保険者記録がある複数の元同僚に照会したが、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる陳述は得られなかった。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②前後に係る健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14551

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 4 日から 39 年 12 月 28 日まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されているように思う。

給与からは、B費用として1か月当たり1万数千円が控除され、残りの給与から1万円ほどの仕送りをしていただけと記憶しているため、申立期間の標準報酬月額が1万円程度であることはあり得ないと思うので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されていると申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚のうち、申立人と同性かつ年齢の近い同僚の標準報酬月額の記録を見ても、申立人の標準報酬月額のみが著しく低額となっている状況はうかがえない。

また、当該同僚のうち29人に照会したところ、13人から回答を得られたが、いずれも自身の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていたと回答した者はいない上、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる陳述も得られなかった。

さらに、A社は、昭和55年11月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主からは、申立人の申立期間における給与額及び厚生年金保険料控除について確認することはできない。

加えて、前述の被保険者名簿における申立人の標準報酬月額は、オンライン

記録と一致している上、遡って修正された痕跡は認められず、社会保険事務所（当時）において不合理な処理が行われた状況はうかがえない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14552（奈良厚生年金事案 1085 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から平成 5 年 3 月まで

A社で厚生年金保険に加入していた期間について、標準報酬月額が実際の給与支給額より低く記録されているとして、年金記録確認奈良地方第三者委員会（当時）に年金記録の訂正を申し立てたが、記録の訂正が認められない旨の通知を受けた。

しかし、標準報酬月額を超える給与を受け取っていたことは間違いなく、前回の結果は納得できない。

今回、再申立てに当たり、元同僚の二人が、私の給与手取額について証言してくれるので、改めて聴取を行う等の再調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の事業主は、「申立人に月額 50 万円の給与を支払っていたが、社会保険事務所（当時）に対して、給与支給額よりも低額の報酬月額の届出を行い、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の全額を事業所が負担していた。」旨陳述していること、ii) 事業主及び申立期間当時の事業所の顧問税理士は、賃金台帳等申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料は残っていない旨陳述していることなどを理由として、既に年金記録確認奈良地方第三者委員会の決定に基づき、平成 23 年 3 月 16 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の結果に納得できないとして、新たに元同僚二人の名前を挙げ、自身の給与手取額について証言してくれるので、申立期間に係る標準報酬月額を正しく訂正してほしいと主張している。

しかし、当該元同僚二人からは、いずれも申立人の給与手取額が 50 万円であった旨の陳述は得られたが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

また、申立期間における当時の元同僚に改めて照会を行ったが、申立人に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる陳述又は資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人から、その主張する報酬額に見合った厚生年金保険料が控除されていたとする新たな資料の提出は無く、前回の年金記録確認奈良地方第三者委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14553（京都厚生年金事案 800 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から同年 12 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和 30 年 5 月頃から 32 年 12 月頃までの期間及び 33 年 3 月頃から同年 12 月頃までの期間に勤務した A 社を含む 6 事業所について、それぞれ厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を受けたので、年金記録確認京都地方第三者委員会（当時。以下「京都委員会」という。）に記録の訂正を申し立てたが、全ての事業所について、記録の訂正は認められない旨の通知を受けた。

前回の申立てのうち、A 社について、事業所名は B 社で、勤務した期間は昭和 33 年 4 月から同年 12 月までの期間だったことを思い出したので、改めて調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、A 社に係る申立てについては、i) 社会保険事務所の記録において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらず、商業登記簿の記録においても該当事業所が見当たらないこと、ii) 類似名称の事業所に照会したが、申立てに該当する事業所ではないと推認され、申立人が勤務していたとする事業所を特定することができないこと、iii) 申立人は当時の同僚等の氏名について記憶していないことなどを理由として、京都委員会の決定に基づき、平成 21 年 6 月 11 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は勤務した事業所名は A 社ではなく B 社であり、勤務した期間は昭和 33 年 4 月から同年 12 月までの期間だったとして、再度申し立ててい

る。

しかしながら、商業登記簿の記録において、申立人が陳述する場所周辺にはB社という名称の法人に係る記録は見当たらない上、申立期間後ではあるが図書館が保管する昭和35年に発行されたC市D区の住宅地図において、同社が所在したとする周辺に「B社」という事業所は見当たらず、申立人が主張する同社の存在を確認することはできない。

また、申立人は、B社における事業主の氏名について、名字のみしか記憶しておらず、同僚の氏名についても記憶していないことから、同社の申立期間当時の状況について、事業主等に照会することができない。

さらに、E県に所在のF業務関係会社が加入するG健康保険組合、H健康保険組合及びI協同組合に対し照会したが、申立人が主張する「B社」に該当する事業所は見当たらない旨それぞれ回答しており、申立人が勤務していたとする事業所を特定することができない。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、京都委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14554（京都厚生年金事案 683 及び 2061 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 7 月 1 日まで

A社B支店に勤務した期間について、厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所（当時）に照会したが、当該被保険者記録は無いと回答されたので、年金記録確認京都地方第三者委員会（当時。以下「京都委員会」という。）に記録の確認を申し立てたところ、平成 21 年 4 月 9 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けた。その後、C社D事務所における被保険者記録が判明したことから、自身は当該事務所の前身であるE社の頃から継続して勤務していたので、再度、京都委員会に申立てを行ったが、22 年 10 月 7 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けた

しかし、前回の通知後、当時の職場の同僚等との集合写真が見付かった上、私が前述の事業所と関連のあるF社と一緒に勤務していたとする元同僚の証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が、昭和 21 年 7 月 1 日からC社D事務所において、厚生年金保険被保険者となっていることに加え、申立人から提出された同年 4 月 1 日付けのA社B支店の昇給通知及び同年 9 月 1 日付けの同社の辞令を所持しており、C社D事務所と前述のA社B支店は関係事業所であったことがうかがえることから、申立期間の一部において、C社D事務所に勤務していたことは推認できるものの、i) A社B支店及びC社D事務所に係る商業登記簿の記録は見当たらない上、両事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく廃止されており、事業主等の所在が不明であり、当時の事情等を確認することができないこと、ii) A社B支店に係る健康保険厚生年金保

険被保険者名簿に記録の有る元従業員に照会したが、申立人を記憶している者がいなかったこと、iii) C社D事務所における申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができないこと、iv) 申立人が記憶する元同僚3人について、所在が不明である上、申立期間に厚生年金保険に加入していた記録が確認できないことなどを理由として、京都委員会の決定に基づき、平成21年4月9日付け及び22年10月7日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間に勤務していたことは間違いないとして、撮影場所及び時期は特定できないが、当時の同僚等と一緒に写っている集合写真及び関連事業所であるF社に、申立人と一緒に勤務していたとする元同僚の証明書を新たな資料として申立てを行っているが、当該集合写真に写っている者の所在が不明であり、申立人の勤務実態について陳述を得ることができない上、提出された証明書の内容からは厚生年金保険料の控除を確認することができないことから、当該提出資料からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除をうかがうことはできず、京都委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

なお、申立人は申立期間において、昭和21年4月1日付けのA社B支店が発行した昇給通知から、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいとも主張しているが、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあっせんについては、申立期間における被保険者資格の届出又は厚生年金保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の要否を判断するものであり、これと離れて、事業主が行った資格取得の届出手続の遅延又は過誤について違法性の有無を判断するものではない。

また、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録訂正が認められるかについても審議の対象としているところであるが、同法に基づき、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を源泉控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に納付したことが明らかでない場合であるところ、本事案については、前述のとおり、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、京都委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。